

18-4 市町村の責務

市町村は、基礎的な地方公共団体であり、その区域および住民の生命、身体、財産を災害から保護するために、関係機関や他の地方公共団体の協力を得て、市町村地域防災計画を作成し、法令に基づき実施する責務があります。このため、消防機関、水防団などの組織の整備、公共的団体などの防災に関する組織や自主防災組織の充実をはかり、市町村の持つ機能を十分に発揮するように努めなければならないこととされています。また、消防機関、水防団などの市町村の機関は、その責務が十分に果たされるように相互に協力しあうとなっています。

	計 画 名	作 成 主 体
災害対策基本法	防 災 基 本 計 画	中央防災会議
	防 災 業 務 計 画	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長（権限の委任を受けたもの） 指定公共機関
	地 域 防 災 計 画 都道府県地域防災計画 市町村地域防災計画 指定地域都道府県防災計画 指定地域市町村防災計画	都道府県防災会議 市町村防災会議又は市町村長 都道府県防災会議の協議会 市町村防災会議の協議会